

# 消防用設備等点検報告業務請負契約 仕様書

## 1. 目的

この仕様書は、国立循環器病研究センター（以下「甲」という）の消防用設備等点検報告業務請負契約（以下「本業務」という）に関する業務内容及びその他必要な事項を示したものであり、次に掲げる業務について、その仕様を定め、受託者（以下「乙」という）は、誠意をもって確実に本業務を実施するものとする。

## 2. 契約期間

契約締結日から2027年4月30日

## 3. 対象施設概要

- (1) 住所 大阪府吹田市岸部新町6番1号
- (2) 構造 地下2階地上10階 RC一部S造（免震構造）
- (3) 延床面積 129,756.11 m<sup>2</sup>
- (4) 敷地面積 30,585.17 m<sup>2</sup>

## 4. 業務内容

消防法等関係法令類に基づき次の業務及び関係官公庁等への届出手続を行うものとする。

### (1) 消防用設備等点検

機器点検 年2回（9月頃、2月頃に実施）

総合点検 年1回（2月頃に実施）

### (2) 防火対象物点検 年1回（2月頃に実施）

### (3) 防災管理点検 年1回（2月頃に実施）

(4) 上記(1)～(3)について、消防法令上の点検基準及び点検要領に従い、それぞれ法令で求められている資格保有者が点検等を実施し、業務報告書（1部）及び点検結果報告書（2部、ただし総合点検時の報告書は3部）をそれぞれ甲に提出するものとする。なお、報告書は点検後1か月以内に提出すること。

(5) 上記(1)～(3)の各点検において、不良箇所、更新必要箇所等の不備及び不具合が発見された場合には、修繕又は更新等にかかる費用を積算し甲にその都度報告するものとする。

(6) 上記(1)～(3)の業務の着手、施行、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を延滞なく行うものとする。

(7) (6)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ甲の担当職員に報告するものとする。

(8) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及

び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担するものとする。

(対象外項目)

- ・消火器機能試験・薬剤再充填、防排煙設備連動試験、消火器耐圧試験、発電機負荷試験、消火栓ホース耐圧試験、連結送水管耐圧試験、ガス系消火設備の容器弁安全点検・放出試験・再充填は対象外とする

## 6. 作業計画書の提出

乙は、作業日時、作業内容、作業手順、作業範囲、作業責任者、安全管理対策等を具体的に定めた作業計画書を、種別毎に作成し、甲の担当職員に作業開始1か月前までには必ず提出し、承諾を受ける。また、作業員名簿を作業開始1週間前までに甲に提出すること。

## 7. 対象機器

別紙消防設備概要及び図面の通り。

但し数量等に大幅な相違があった場合は別途協議の上精算を行う。

## 8. 業務の条件

(1) 作業員に次の資格を有するものを含めること

上記4-(1) 消防設備士又は消防設備点検資格者

上記4-(2) 防火対象物点検資格者

上記4-(3) 防災管理点検資格者

(2) 甲の業務に影響のある作業は担当職員の指示により時間外及び休日作業とする

(3) 業務実施前に甲の担当職員と詳細に打合せを行い、各部署との調整に協力すること

(4) 作業責任者の監督のもと作業を行うこと

(5) 作業責任者は、本業務と同等の業務を同一会社にて5年以上経験していること

(6) 過去3年以内に300床以上の病院で本業務と同等の業務が含まれた契約を履行していること

## 9. 一般事項

(1) 業務を実施するにあたり、甲の業務に支障を来たすことのないよう善良なる管理者の注意をもって誠実に管理物件の維持・保存・運用をなす責を負うとともに、甲の方針及び担当係の指示に従うものとする。また、業務中に扉等の開閉や物品の移動等を実施した場合は必ず原状復帰することとする。

(2) 乙は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について従事者に十分周知させ、業務を円滑に進めるよう指導監督すること。

(3) 乙は、点検の対象となる甲の施設が病院を含むものであることを十分に認識し、甲の職員

及び甲の指定するものの指示に従い、点検時等に騒音やばい塵埃を出さないように配慮すること。

- (4) 乙は従事者の健康・身元・風紀・衛生及び作業規律の維持に関して一切の責任を負う。
- (5) 業務遂行に際して、乙の従事者は常にユニフォームを着用し、乙の従事者であることを明確にすること。ユニフォームは目立ちすぎないようにし、常に身だしなみに気を付け清潔に保つようにすること。また、会社名、氏名を記載した名札を着用すること。なお、センター入館時及び職員専用エリアの入室には甲の指定した I C カードの着用が必要である。I C カードの紛失時には有償とする。
- (6) 従事者が業務遂行にあたり、故意又は重大な過失により、甲の職員及び利用者の身体等に損害を与えた場合は乙の責任において解決しなければならない。
- (7) 乙は、業務遂行中に建物、設備、備品等に損害を及ぼした場合は直ちに甲に報告するとともに乙において費用を負担し修復または補修しなければならない。
- (8) 乙は、業務遂行上知り得た機密事項や個人情報について、一切第三者に漏洩させてはならない。また、甲の不利益になるような行為をしてはならない。本項の守秘義務は、本業務履行期限終了後においても存続する。乙は、甲の敷地内において書類の閲覧ならびに複写等の一切の行為、机の引き出し、書類保管庫の開閉をしてはならない。ただし、甲の指示による場合は除く。
- (9) 敷地内は全面禁煙となっているため、従業員にはその方針を周知徹底すること。また、敷地外においても、周辺住民等から喫煙者へのクレームがないように十分に注意すること。

## 10. その他

この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて甲と乙双方の協議のうえ決定するものとする。

以 上